

平成 2 5 年 1 月 1 日

施 設 概 況

大 阪 刑 務 所

項 目	記 載 内 容	頁
1 施設の沿革		1
2 施設運営方針		2
3 組織図		4
4 職員関係	(1) 概況	5
	ア 幹部職員名簿	6
	イ 職員数	8
	(2) 勤務上の問題点とその改善状況	9
5 収容状況	(1) 収容区分及び最近における収容状況の概要	12
	(2) 最近5年間ににおける収容状況	13
	(3) 収容定員・現員	14
6 保安関係	(1) 概況	15
	(2) 事故等の現状	16
	(3) 懲罰の現状	17
	(4) 不服申立ての現状	18
	(5) 警備・処遇上の改善状況	19
	(6) 外部交通の状況	21
	(7) 巡視・弁護士会参観の状況	22
	(8) 重点目標	
7 作業関係	(1) 作業運営の現状及び問題点とその対策	23
	(2) 重点目標	
	業種別作業実施状況表	24
8 教育関係	(1) 改善指導、教科指導の現状及び問題点とその対策	25
	(2) 重点目標	27
9 医療関係	(1) 患者動態の状況	28
	(2) 今後必要とされる医療対策	
	(3) 重点目標	
10 分類関係	(1) 処遇調査の実施状況	29
	(2) (1)の処遇調査結果の処遇面への利用状況	
	(3) 処遇審査会の開催状況	30
	(4) 収容のための分類についての特記事項	
	(5) 重点目標	
11 国際対策室関係	(1) 国際対策室の現状及び問題点とその対策	31
	(2) 重点目標	33

1 施設の沿革

明治15年12月	大阪府西成郡川崎村に堀川監獄分署として新設
明治19年 8月	松屋町監獄分署及び中之島分署を合併して堀川監獄と改称
明治23年10月	若松町監獄を合併して大阪府監獄署と改称
明治36年 3月	大阪府監獄署を二分し、大阪監獄及び堀川監獄の2監獄を設置
大正 9年 6月	大阪監獄が現在地に移転
大正11年10月	大阪監獄は大阪刑務所と改称
昭和 3年 3月	大阪刑務所が現在地に新築落成
昭和25年 4月	岸和田拘置支所を新設
昭和25年 6月	堺拘置支所を新設
昭和47年 4月	B級及び刑期8年以上・無期受刑者（LA級）を集禁
昭和49年 3月	大阪医療刑務支所を新設
昭和60年 4月	収容分類級のうちLA級を削除
昭和61年12月	現在地において、施設全体改築を開始
平成 6年 1月	外国人（F級）受刑者の収容を開始
平成 7年 5月	西日本バックアップセンターを開設
平成 8年 3月	施設全体改築が完了
平成 9年 4月	国際対策室が新設され6部制施設に移行
平成13年 4月	管下大阪医療刑務支所は、大阪医療刑務所として独立
平成13年10月	分類センターが大阪拘置所から移設され業務を開始
平成19年 4月	和歌山刑務所の丸の内拘置支所、田辺拘置支所及び新宮拘置支所が大阪刑務所の所管に変更

2 施設運営方針

(1) 保安事故の防止等

本年1月11日に発生した広島刑務所における逃走事故については、矯正局による事故調査の結果、職員の保安意識の弛緩や保安警備体制の不備など保安上深刻な問題点が浮き彫りとなったことを踏まえ、特に、保安警備体制についての点検を実施し、物的設備を中心に所要の改善策を講じたところであるが、更なる改善策を策定し、確実に実施するとともに、不断の点検を実施し、保安事故の絶無を期す。

また、近い将来確実に発生するとされる南海地震等の巨大地震に備え、昨年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を決して風化させることなく、引き続き防災対策の検討・見直し、防災関連規定の改定、防災マニュアルの策定等を行い、万全な体制を構築する。

(2) 綱紀の厳正な保持

犯罪又は非行を行った者の改善更生に携わり、国民生活の安心・安全を守ることを使命とする矯正職員は、より高度の廉潔性が強く求められるところであるが、依然として不適正処遇、個人情報漏えい等の業務上の重大事案のみならず、飲酒運転、横領等の公務外における悪質な不祥事案も発生していることにかんがみ、職員各人が公務員としての自覚を改めて強く持つとともに、保安原則を遵守し、法令にのっとり適切な職務執行が行えるように指導を徹底し、被収容者の人権の尊重を基底に据えた研修、被収容者の特性や問題性等に応じた適切な対応力を向上させる研修等の一層の充実を図る。

さらに、職員不祥事が発覚した際には、上司・上級機関に迅速かつ的確な報告を行うことができる危機管理体制を確立する。

(3) 矯正運営基盤の充実強化

ア 職員の業務負担の軽減及び執務環境の改善

職員の業務負担を軽減するため、官民協働での業務処理を効率的に行い、また、日常の業務について必要性や効率性などあらゆる観点から不断の見直しを行う。

あわせて、人事評価における期首・期末面談等の機会を活用し、職員が抱えている業務上及び私生活上の問題点の把握に努めるとともに、職員の健康管理及び安全管理のための検討会などを通じて得られた職員の相談・提言等を踏まえ、執務環境の改善を図り、心の健康作りをはじめとする健康の保持増進に努める。

イ 組織の活性化

幹部職員の確保及び育成を図るため、より優秀な職員の任用研修課程入所を一層督励するとともに、職務遂行能力の向上に資する研修を充実強化する。

また、男女が共に働きやすい職場環境の整備を推進し、職員全体の意識改革を図る。

ウ 矯正行政の透明化

報道機関等の取材への協力や民間協力者との連携，さらには，参観の機会を通じて矯正に関する情報を国民に対し適切に開示するとともに，外部からの意見を聴取する機会を積極的に設けるよう努める。

特に，刑事施設視察委員会から提出された意見については，できる限り刑事施設の運営に反映させるよう努める。

(4) 矯正処遇の充実等

ア 矯正処遇の充実

担当職員が平素行っている「担当訓話」を計画的かつ系統的に実施し，受刑者を健全な社会人として育成することに努める。

さらに，再犯の防止や円滑な社会復帰という観点から，受刑者の問題性や必要性に応じた釈放前の指導を行うとともに，ゲストスピーカー，薬物や飲酒の問題に取り組む自助団体，臨床心理・社会福祉等の専門的知識を有する民間団体並びに篤志面接委員及び教誨師との協力・支援体制の構築に一層努める。

刑務作業については，再犯防止対策においても重要な役割を担っており，出所後の就労に役立ち，また，就労意欲の向上が図られる作業内容となるよう検討する。特に職業訓練については，雇用ニーズを考慮した訓練内容や訓練種目となるよう見直しを進めるほか，より効果的かつ実践的な職業訓練を実施するため，民間企業や地域社会との連携強化に努める。

イ 地域社会との連携強化等

障害等を有するために社会復帰後の自立が困難な者に対する特別調整については，保護観察所，地域生活定着支援センター等の関係機関と連携を積極的に行い，その円滑な運用に努める。また，重点的に就労支援を実施する対象者を選定し，職業訓練，ハローワークとの連携による職業紹介等を計画的に実施し，就労支援の充実強化を図る。

(5) 矯正医療の充実強化

医療刑務所との医療共助の推進及び外部病院への移送の促進を図るなどして，引き続き，矯正医療の基盤の整備・充実に努める。

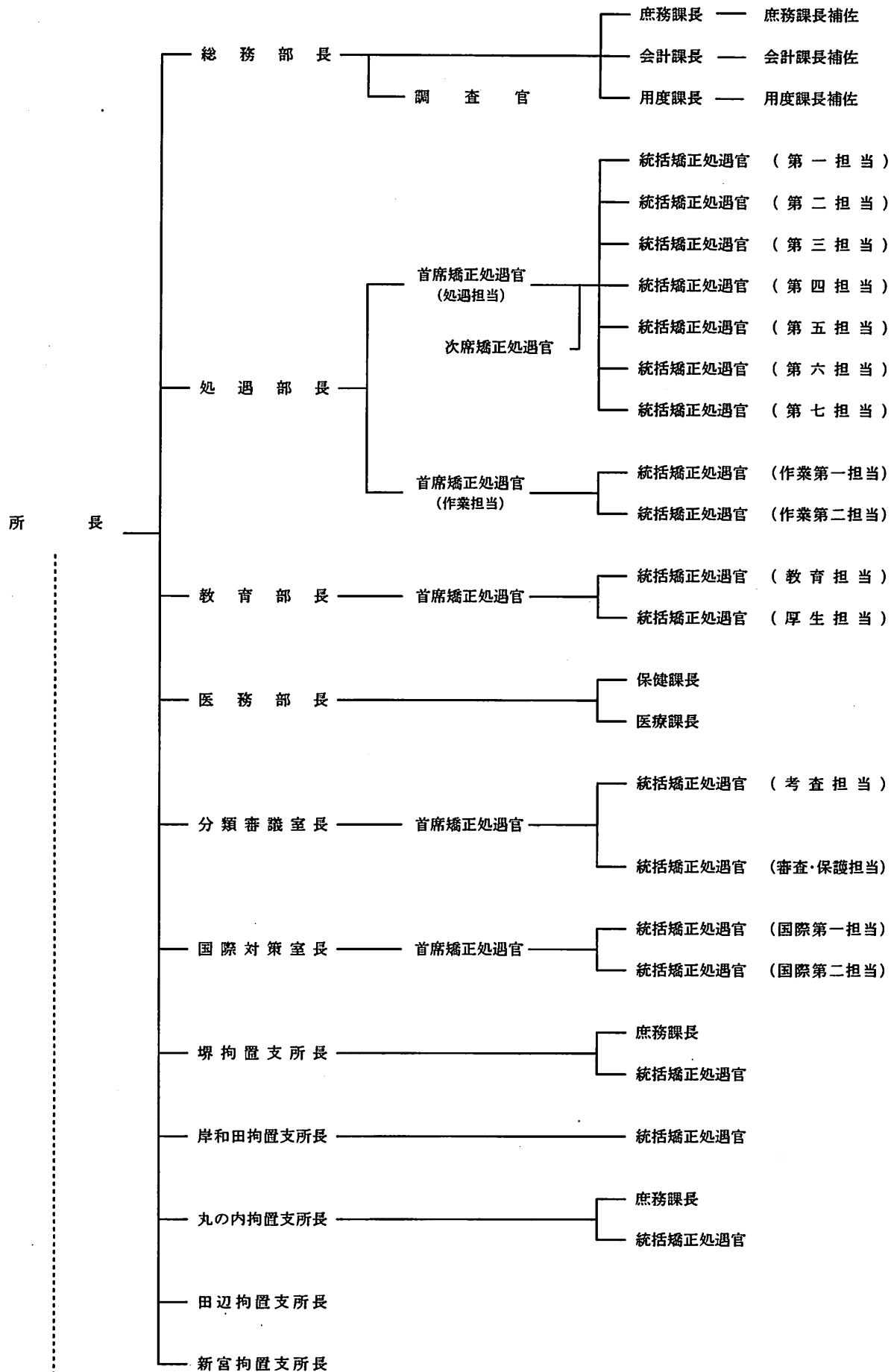
また，支所においては非常勤職員を積極的かつ効果的に活用するとともに，医師不在庁及び欠員庁に対しては，常勤医師の派遣等施設間の医療共助を積極的に行い，医療に係る協力支援体制を強化する。

さらに，処遇部門と医務部双方が被収容者の心身の状態に関する情報を共有し，連携して適時適切な医療を実施するなど，施設全体として矯正医療の充実強化に努める。

(6) 本支所間の一体化

本所と支所，各支所間の連携を強化するため，報告・連絡・相談を密に行うなど風通しの良い組織運営を行う。

3 組織図



4 職員関係

(1) 概況

本年度の職員定員は、631名である（うち、研修支所併任者2名及び暫定定員としてバックアップセンター1名、大阪拘置所改築に係る収容調整のための要員5名を含む。）。

職員定員の内訳は、本所517名、堺拘置支所36名、岸和田拘置支所17名、丸の内拘置支所40名、田辺拘置支所11名、新宮拘置支所10名である。

平成25年1月1日現在の職員の現員は、定員に対して欠員20名が生じており、現在員は611名であり、欠員の内訳は、刑務官17名、調査専門官2名及び医師1名である。

また、長期休暇者は4名（ 1名、 1名、 1名及び 1名）である。

次に、大阪刑務所全体での平均年齢は42.3歳であり、本所職員の平均年齢は41.7歳（処遇部門38.2歳、事務職員47.8歳）である。

ア 幹部職員名簿

平成25年1月1日

職 名	官 名	氏 名	年 齢	勤務 年数	現任庁在 職 期 間	前 任 庁 等
所 長	法務事務官	平 田 利 治			0.09	東京矯正管区第二部長
総 務 部 長	法務事務官	越 前 敏 明				
処 遇 部 長	法務事務官	角 田 康 彦				
教 育 部 長	法務事務官	吉 本 隆 也				
医 務 部 長	法 務 技 官	永 井 裕 司				
分 類 審 議 室 長	法 務 技 官	飛 田 栄 司				
国 際 対 策 室 長	法務事務官	寺 本 恵 治				
総 務 部 調 査 官	法務事務官	神 尾 光 一				
庶 務 課 長	法務事務官	加 藤 秀 信				
会 計 課 長	法務事務官	藤 井 良 幸				
用 度 課 長	法務事務官	井 上 宗 也				
首 席（処 遇）	法務事務官	山 岡 龍 一				
首 席（作 業）	法務事務官	出雲路 朗				
首 席（教 育）	法務事務官	高 村 賀永子				
保 健 課 長	法 務 技 官	山 口 浩 二				
医 療 課 長	法 務 技 官	宮 里 博 保				
首 席（分 類）	法 務 技 官	渡 邊 進				
首 席（国 際）	法務事務官	服 部 善 郎				
庶 務 課 長 補 佐	看 守 長	大 東 靖 典				
会 計 課 長 補 佐	看 守 長	坂 本 理 恵				
用 度 課 長 補 佐	欠					
次 席（処 遇）	法務事務官	和 田 浩 史				
第一統括（処遇）	看 守 長	中 川 和 幸				
第二統括（処遇）	看 守 長	西 田 恒 夫				
第三統括（処遇）	看 守 長	増田屋 義 則				
第四統括（処遇）	看 守 長	西 條 仁				
第五統括（処遇）	看 守 長	谷 尾 純 賢				
第六統括（処遇）	看 守 長	吉 村 昭 彦				
第七統括（処遇）	看 守 長	安 田 豊				
第一統括（作業）	看 守 長	藤 田 敦 士				
第二統括（作業）	欠					

	統括（教育）	看守長	尾崎吉健				
	統括（厚生）	欠					
	統括（考査）	法務技官	影山英美				
	統括（審査・保護）	看守長	入口豊				
	統括（大拘考査）	法務技官	東村和人				
	第一担当（国際）	看守長	藤巻智也				
	第二担当（国際）	看守長	茶園拓雄				
堺支所	支所長	法務事務官	吉見栄一				
	庶務課長	看守長	岡林雅昭				
	統括（処遇）	看守長	泉井卓				
岸和田支所	支所長	看守長	小崎学				
	統括	欠					
丸の内支所	支所長	法務事務官	岡本 厳				
	庶務課長	看守長	宿利原 幸作				
	統括（処遇）	看守長	松尾和義				
田辺支所	支所長	看守長	藤井照良				
新宮支所	支所長	看守長	岩根光明				

イ 職員数（刑事施設）

平成25年1月1日現在

区 分	行政職（一）	行政職（二）	公安職（一）	医療職	合 計
大阪刑務所	3	2	482	9	496
堺拘置支所			36		36
岸和田拘置支所			18		18
丸の内拘置支所			39		39
田辺拘置支所			12		12
新宮拘置支所			10		10

(2) 勤務上の問題点とその改善状況

問 題 点	改 善 状 況 の 概 要
1 収容人員に占める昼夜居室処遇者の割合 (1) 昼夜居室処遇者の割合 当所の収容状況は、平成18年に収容人員のピークは超えたものの、以降、過剰収容状況が継続していたところ、現在は、懲役受刑者に係る収容施設への移送までの期間が短縮され、収容定員2,703名に対して、収容人員が2,550名前後で推移し、収容率100パーセントを下回る状態が続いている(本年4月1日現在2,557名)。 しかしながら、収容人員に比して昼夜居室処遇者を含む居室棟区の人員は多く(本年4月1日現在653名)、全被収容者の25.5パーセント余りを占めており、処遇困難者への対応、居室の確保等、職員の業務負担は大きい。 (2) 業務の負担増 ア 一部の粗暴性、好訴性又は自殺・自傷等の要注意者をはじめとする処遇困難者への対応及び保護室への収容事務等により、各業務は繁忙化傾向にあるなど、依然として職員の業務負担は大きいことから、業務内容を見直しつつ、引き続き業務負担の軽減を図る必要がある。 イ 高齢化や慢性疾患を抱える被収容者の割合が高く、病院移送件数が増えている。 ウ 平成21年11月から、大阪拘置所改築工事に伴う移送待受刑者を受け入れており、本年6月28日以降は、毎週60名を目処に受送していることから、入出所手続事務から移送に至るまでの多岐にわたる業務が増加している。 エ 管下堺拘置支所は、市町村合併に伴い、所管する警察署が増えたことから、同支所	1 (1) 昼夜居室処遇受刑者削減への取り組み 精神疾患等を有する昼夜居室処遇者の処遇については、平成22年7月13日付け処遇首席指示第79号に基づき、集団生活が困難な昼夜居室処遇者を集団生活になじませ、かつ、更生復帰に資することを目的として、居室棟区で10名程度を選定し、原則として就業日の午後1時から同2時までの間、構内の清掃作業、除草作業及び植樹作業等を実施させた結果、精神変調による静穏阻害事案をじゃっ起する者がやや減少し、業務負担が軽減した。 (2) 静穏室使用による事務処理の負担軽減等 ア 平成22年3月30日付け達示第4号に基づき、新設された静穏室(東側及び西側)の運用が開始され、業務の負担となっていた保護室への収容事務(大声・騒音)が軽減された。また、平成22年3月30日付け所長指示第13号に基づき、新設された保護室(東側)は、室内汚染に対応した構造となっていることもあり、より適正な保護室運用が可能となり、収容に伴う業務負担が軽減された。 イ 複数の病院移送が同時に発生することが多いため、戒護職員を捻出する必要があり、各課・部門を挙げて応援体制をとっている。 ウ 管区及び移送施設と情報提供をしつつ、全所を挙げて対応することとしている。 エ 当所の居室棟の一部(1フロアー)に未決拘禁者を集禁することとし、堺拘置支所

の定員（１１７名）のみでは、移送待ちの未決拘禁者等に対応することが困難となることも懸念される。 2 医務業務 （１）医師の確保に困難を来している。 （２）准看護師免許取得者の確保について 3 領置業務負担の増加について 4 外国人関係 （１）迅速な信書翻訳処理	の負担軽減を図るとともに、警察や検察との良好な関係の維持に努めている。 2 （１）新しい研修制度、大学の法人化、医師の専門化志向により、大学が抱える医師が不足し大学からの支援が受け難くなっている。 当所でも、医師の退職に際し、大学からの補充が見込めず、医師の確保に困難を来している。 （２）准看護師が不足している現状において、八王子准看護師養成所への当所職員の入所が過去２年間無かったことから、支所の准看護師要員確保に困難な状況が継続している。 3 現在、大阪拘置所の改築工事に伴う収容調整のため、１日の領置調べの件数が極端に増加している状態である。大阪拘置所からの入所は、ほぼ毎日あり、これに支所及び他の施設からの入所を加えると２５名前後の入所が常態的となっており、これに比例して、移送・釈放の領置調べの件数も増加している状況にあることから、入出所者の領置調べに費やす時間が通常よりも多くなり、領置係の業務負担が増加していることに加え、倉庫整理、郵送・窓口交付等他の業務に影響が出ている状況にある。 かかる状況下において、郵送交付処理を月２回、矯正指導の日に集中して行うなど、業務処理に遅滞を招くことのないよう努めているところであるが、引続き、業務の見直しや業務委託の効率的な運用を実施し、負担軽減を図っていく必要がある。 4 （１）平成２３年の信書翻訳件数は、所内・共助合わせて２３，２０７件であり、前年の件数（２３，４２９件）と比較すると若干の減少傾向にあるものの、１日当たり１００件程度の信書翻訳が求められ、領事宛など遅滞なく処理すべきものも多く含まれることから、迅速かつ効率的に処理をする必要がある。 迅速で効率的な信書翻訳処理業務を行う
---	--

(2) 国際受刑者移送手続の適切な実施

ため、コーネットを利用した翻訳共助システムを構築し、平成19年5月から運用している。当該システムの運用により、業務の迅速化及び効率化のみならず、情報セキュリティの面においても適正な業務処理の徹底が可能となった。

また、翻訳処理の遅延を防止するため、翻訳未処理信書の滞留状況等を、毎週1回、室長以下の職員全員に回覧して把握し、適正な業務処理を徹底している。

(2) 平成15年6月1日から国際受刑者移送法が施行され、本年4月1日現在、29名の者が15か国について同法に基づく送出移送の手続継続中である。

送出移送の実施に当たっては、矯正局、矯正管区、領事館及び入国管理局関西空港支局との連絡調整を緊密に行い、詳細な護送計画を立て、身柄の引渡しに万全を期して現在まで特段の問題もなく実施している。

なお、同移送法に基づく事務処理については、平成20年7月24日付け矯正局成人矯正課企画官事務連絡「国際受刑者移送法等に基づく送出移送の実施に係る事務の適正化について」が発出されたことを受け、同年8月21日付けで国際対策室長指示第12号「国際受刑者移送法等に基づく受刑者移送事務の一層の適正化について」などを発出し、コーネットパソコンの共通ドライブ内で、締約国の国籍を有する受刑者全員の移送申出の有無及び移送申出者について諸手続の進捗状況等を把握できるよう一元管理するなど、関係各部室の連絡体制の強化を図っており、同事務手続に関しては、適正かつスムーズな処理がなされている。

5 収容状況

(1) 収容区分及び最近における収容状況の概要

ア 本年1月1日現在の収容人員は、本所2,438名(収容率90.2%),堺拘置支所78名(66.7%),岸和田拘置支所35名(64.8%),丸の内拘置支所77名(48.1%),田辺拘置支所6名(10.0%),新宮拘置支所1名(6.7%)である。

イ 当所は、既決被収容者拘禁施設であり、懲役、禁錮、拘留の各受刑者及び労役場留置者を収容しているが、処遇指標としては犯罪傾向の進んだ成人男子受刑者(B指標受刑者)、日本人と異なる処遇を必要とする男子外国人受刑者(F指標受刑者)及び若年者や重大な罪を犯した受刑者を収容して精密な科学的調査による処遇方針の策定、教育や治療的な働き掛けを行う調査センター対象受刑者を対象としている。

一方、当所管下の各支所は、未決被収容者拘禁施設であり、被疑者、被告人、鑑定留置者、余罪受刑者及び移送待ち受刑者等の各種の被収容者を収容しているほか、経理係として受刑者を収容している。

ウ 外国人被収容者(F指標受刑者)

受刑者分類規程の一部改正に伴い、平成6年1月から外国人被収容者の収容を開始したが、本年1月1日現在では、258名のF指標受刑者を収容している。

F指標受刑者の国籍で多いものについては、中国(84名)、イラン(35名)、韓国(13名)、ナイジェリア(11名)などであり、国籍数は43か国、使用言語は31言語である。

これらのF指標受刑者や未決等の外国人被収容者の処遇等のため、国際対策室に国際専門官3名(中国語、ペルシャ語、スペイン語及びポルトガル語の対応が可能)が配置されている。

また、上記職員のほかに、通訳・翻訳業務に従事する者として常駐通訳翻訳人(中国語、英語、ペルシャ語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ロシア語、トルコ語、シンハラ語、インドネシア語の13言語)が派遣業務に当たっており、その他の言語については、必要に応じて外部へ依頼するなどして、迅速な対応が図られるよう努めている。

エ 調査センター対象受刑者

平成13年10月から調査センター業務を開始したが、本年1月1日現在、58名の対象受刑者を収容している。

オ 大阪拘置所改築工事等に伴う収容

平成21年11月から、大阪拘置所改築工事に伴う収容調整のため、仮B指標受刑者については、毎週60名を目処に受入れており、これらの者の処遇調査終了後、処遇施設への移送業務に至るまで、全体的に業務量が増加した。また、平成23年4月1日以降は、大阪拘置所で確定した新受刑者のうちW指標受刑者以外のすべての受刑者を当所で受送しており、業務量が一層増大している。

(2) 最近5年間における収容状況

年次	入 人	所 員	対前年増 △減数	出 人	所 員	対前年増 △減数	1日平均 収容人員	対前年増 △減数	年間最大 収容人員	対前年増 △減数
20年	2,098		6	2,370		261	2,890	△128	3,023	△21
21年	2,450		352	2,441		71	2,700	△190	2,813	△210
22年	3,446		996	3,426		985	2,739	39	2,822	9
23年	3,633		187	3,885		459	2,685	△54	2,829	7
24年	3,790		157	3,874		△11	2,492	△193	2,606	△223

(3) 収容定員・現員

(平成20年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
大阪刑務所	0 (0)	2,704	0 (0)	2,754 (0)		
堺拘置支所	102 (7)	15	24 (2)	78 (4)		
岸和田拘置支所	44 (5)	10	26 (3)	10 (2)		
丸の内拘置支所	133 (12)	27	58 (7)	32 (2)		
田辺拘置支所	55 (6)	5	19 (0)	7 (1)		
新宮拘置支所	12 (1)	3	1 (1)	1 (0)		
計	346 (31)	2,764	128 (13)	2882 (9)		

(平成21年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
大阪刑務所	0 (0)	2,704	1 (0)	2,747 (0)		
堺拘置支所	102 (7)	15	88 (8)	16 (2)		
岸和田拘置支所	44 (5)	10	30 (2)	11 (2)		
丸の内拘置支所	133 (12)	27	57 (8)	35 (5)		
田辺拘置支所	55 (6)	5	15 (2)	7 (1)		
新宮拘置支所	12 (1)	3	2 (0)	0 (0)		
計	346 (31)	2,764	193 (20)	2,816 (8)		

(平成22年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
大阪刑務所	0 (0)	2,703	14	2,760		
堺拘置支所	102 (7)	15	85	24		
岸和田拘置支所	44 (5)	10	35	8		
丸の内拘置支所	133 (12)	27	63	33		
田辺拘置支所	55 (6)	5	13	10		
新宮拘置支所	12 (1)	3	3	1		
計	346 (31)	2,763	213	2,836		

(平成23年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
大阪刑務所	0 (0)	2,703	7	2,515		
堺拘置支所	102 (7)	15	75	13		
岸和田拘置支所	44 (5)	10	29	9		
丸の内拘置支所	133 (12)	27	54	32		
田辺拘置支所	55 (6)	5	13	8		
新宮拘置支所	12 (1)	3	2	1		
計	346 (31)	2,763	180	2,578		

(平成24年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
大阪刑務所	0 (0)	2,703	12	2,426		
堺拘置支所	102 (7)	15	59	19		
岸和田拘置支所	44 (5)	10	27	8		
丸の内拘置支所	133 (12)	27	43	34		
田辺拘置支所	55 (6)	5	1	5		
新宮拘置支所	12 (1)	3	1	0		
計	346 (31)	2,763	143	2,492		

6 保安関係

(1) 概況

ア 平成25年1月1日現在の収容人員（開室人員）は、定員2,703名に対し、2,438名であり、大阪拘置所の改築工事が進行する状況下、懲役受刑者の収容施設への移送が円滑に進んでいる効果もあり、収容率は90.1%となっている。このうち、外国人受刑者は、定員419名に対し、258名で、収容率は61.6%である。

平成24年の本所における懲罰件数については、昨年から収容人員の減少に比例して減少が認められる。

懸案である就業拒否対策については、依然として懲罰件数全体の約半数を占めており、処遇部門職員と分類審議室の処遇関与の調査専門官とが協力して工場出役を継続的に促し、工場就業定着化を推進しているほか、引続き、出役を促すための取組みの検討を継続して行っている

イ 医療上の配慮が必要な受刑者（m, p）

平成25年1月1日現在で、精神医療上の配慮をもって処遇をする必要がある受刑者（m）は168名おり、全被収容者（調査センター収容中の受刑者58名を除く。）に占める割合が7.2%、身体医療上の配慮をもって処遇をする必要がある受刑者（p）は539名おり、全被収容者に占める割合が23.0%、精神・身体医療上の配慮をもって処遇をする必要がある受刑者（mp）は123名おり、全被収容者に占める割合が5.3%であるなど、依然として増加傾向にある。

ウ 暴力団関係者

平成25年1月1日現在、628名（内訳は現役組員86名（内幹部35名）、元組員542名）で全被収容者に占める割合は、25.8%であるが、その内、 暴力団関係者が76.4%（480名）を占め、更にそのうち、 が25.4%（122名）を占めていることから、集団形成、派閥抗争を防止し、適正な処遇に努めている。

(2) 事故等の現状

年次	総件数	逃 走		火災	自殺	職 員 殺 傷	同 衆 殺 傷	作業上 死 傷	その他
		件数	(人員)						
2 2 年	10				2	3	4		1
2 3 年	2					2			
2 4 年	18				1 (未遂)	3	13	1	

(3) 懲罰の現状

事 由	年 次	件数		
		2 2 年	2 3 年	2 4 年
被 収 容 者 殺 傷		22	15	13
被 収 容 者 暴 行		237	238	195
職 員 等 殺 傷		3	3	3
職 員 等 暴 行		28	16	12
抗 命		56	64	72
逃 走		0	1	0
争 論		111	102	89
毀 棄		46	24	24
た ば こ 事 犯		0	0	0
物 品 不 正 所 持		137	102	67
物 品 不 正 授 受		106	135	102
不 正 製 作		28	11	14
喝 窃 食		9	8	13
わ い せ つ 行 為		0	1	1
賭 博 ・ 同 類 似		14	21	3
怠 役		63	81	85
自 傷		8	12	15
通 声		27	15	8
ひ ぼ う ・ 中 傷		4	4	1
教 唆 ・ ほう助 ・ せん動		2	8	3
そ の 他		2, 926	2, 575	2, 453
[就 業 拒 否]		[1714]	[1592]	[1443]
[粗暴な言辞・言動]		[322]	[239]	[255]
[大 声・騒 音]		[247]	[233]	[318]
総 数		3, 827	3, 436	3, 173

(4) 不服申立ての現状

年次		平成 2 2 年		平成 2 3 年		平成 2 4 年	
種別		申立件数	申立人員	申立件数	申立人員	申立件数	申立人員
審査の申請		186	85	142	89	122	82
再審査の申請		238	29	97	26	14	11
事実の申告	管区長	66	38	60	41	34	29
	大臣	16	9	16	12	11	10
苦情の申出	大臣	332	146	181	95	86	67
	監査官	90	76	43	43	51	49
	所長	1,506	292	822	220	333	171
訴訟	民事	16	9	12	10	2	2
	行政	0	0	1	1	0	0
告訴・告発	告訴	63	34	49	32	11	10
	告発	9	3	1	1	0	0
その他	付審判請求	0	0	0	0	0	0
	人権侵犯申告	69	53	60	53	24	22
	請願	91	58	112	95	31	27
	その他	1	1	2	2	0	0
総 数		2,683	833	1,598	720	719	480

(5) 警備・処遇上の改善状況

ア 平成20年当時、単独運動場が20区画（同規模施設である府中刑務所は63区画）であったところ、平成21年9月30日、新たに単独運動場を30区画増設し、合計50区画の単独運動場が整備され、1区画1名の単独運動を行うための運用指示を発出し、平成21年10月14日からその使用を開始している。

イ 平成22年4月から、静穏室の運用を始めた結果、平成22年の保護室の収容件数は739件（平成21年は1155件）であり、平成21年と比較して416件減少した。

なお、平成22年の静穏室収容件数は254件である。

おって、平成23年1月1日から同年9月30日までの間の保護室収容件数は409件であり、静穏室収容件数は256件である。

ウ 平成22年7月26日から、集団生活に馴染めず工場就業が困難な受刑者に対し、事前に職員が面接を実施し、試行的に一日に3時間を限度として適性観察工場に就業させ、工場就業の意欲付け（アイドリング）を実施している。当該受刑者の内、■名の者は規律違反行為を惹起することもなく、一般工場へ転業となるなど、相応の効果を上げている。

エ 集団生活困難な■■■■被収容者を選定し、就業日の午後1時から同2時までの1時間程度、除草作業等の軽作業に従事させたことにより、結果的に■■■■被収容者3名の抑止効果（治療的処遇）となり、一般居室で平穏に生活させ、保護室への収容回数が減少した。

オ 夜間勤務に就く保安班員■■■名に対する構内多機能デジタル無線システム端末（PHS端末）の貸与を平成23年3月28日から開始し、迅速かつ適切な報告・連絡に効果を上げている。

カ 平成23年4月22日付け首席指示第49号「爪切りの取扱いについて」を発出して、被収容者に使用させる爪切りについては、感染症防止の観点から、爪切りを個人貸与することとして改善を図った。

キ 平成23年6月13日付け所長指示第48号「生活自立指導（高齢者）要領について（試行）」を発出して、高齢受刑者のうち、精神的・身体的障害を有する者や帰住先がないなど、出所後、自立した生活を営むことが困難な受刑者に対し、円滑な社会復帰を図ることを目的として社会資源の情報提供や社会生活に必要な知識等を身に付けさせることとした。

ク 平成23年8月4日付け首席・保健課長指示第105号「スポットエアコンの取扱いについて」を発出し、■■■■■に対応するスポットエアコンを設置し、熱中症その他発熱を伴う症状に罹患した被収容者に対する、身体冷却等の医療措置の一層の適正化を図ることとした。

ケ 平成23年8月26日、震災等の災害が発生し、水道が使用できなくなることを想定し、■■■上下水道局と調整を行い、■■■■■において、給水訓練を実施した。

コ 平成23年9月26日付け処遇首席指示第117号「保護室及び静穏室の室温測定に赤外線放射温度計を導入することについて」を発出し、保護室等の正確な室温測定に資するため、赤外線放射温度計を使用して室温を測定することとした。

サ 被収容者を■■■■に連行する場合、本人の写真撮影を行い、■■■■に■■■■してい

たが、本年1月（広島刑務所逃走事故発生後、直ちに実施）から、逃走事故が発生した場合、直ちに対応できるよう、[]に連行する直前に本人の[]及び[]を添付した手配書を作成し、[]に[]するよう改めた。

シ 本年4月以降、職員研修資料「言葉遣いとその条件」及び「言葉遣いと人権」を全職員に配布し、各部門及び夜勤班ごとに年間を通して研修を実施、職員個々の意識改革を図っている。

ス 勤続年数5年未満の職員が処遇部門において30%弱を占めていることから、本年4月以降、若年職員研修テキストを配布するとともに、年間を通してスポット研修を実施し、職務能力の向上を図っている。

また、担当訓話集を工場担当職員等に配布し、その職務能力向上を図っている。

セ 平成24年4月25日付け所長指示第29号「職務指導記録票等の制定について」を発出し、職員に対する指導簿及び職責を受けた者に対する事後の指導体制を構築した。

ソ 本年6月以降、外部講師を招いての職員全体研修を随時実施しており、職員個々人の知性と教養を磨いている。

タ 本年7月9日から、メンター制度を導入し、若年職員に対して公私にわたり相談助言できる体制を構築するとともに、メンターに指定した職員については、コーチングの研修を受講させ、能力向上を図っている。

チ 大阪管内の刑務所・少年院・少年鑑別所職員を対象に、大学教授等を招いて、毎月1回、アンガーマネジメント講座、ロールレタリング講座、コーチング講座、面接技法及び処遇検討会を開催しているところ、この全講座について、居室棟担当・病棟担当・養護担当・TP工場の各担当職員に受講させ、更なる職務執行力向上を図っている。

ツ 熱中症対策について

(ア) 病棟南側に「ゴーヤ」を植栽して夏場の病棟の温度を下げ、高齢者及び病者の熱中症予防を図る（平成20年度から実施している。）。

(イ) 8棟屋上に「芋畑」及び「花壇」を設置し、夏場の屋上の熱を吸収させることで、階下居室の温度を下げ、熱中症予防を図る（平成19年度から実施している。）。

(ウ) 本年7月18日付けで運動場に「ミストファン」を設置し、運動時における体温の急上昇を抑えることで熱中症予防を図った。

(エ) 炊場就業者（各支所含む。）の睡眠を確保するため、夜間に「アイスノン」を貸与し、熱中症予防と睡眠不足による作業事故防止を図る（平成18年度から実施している。）。

(オ) 支所の女区は分離のため閉鎖空間にあり、換気が悪いことから、夜間に「アイスノン」を貸与して熱中症予防を図る（平成18年度から実施している。）。

(カ) 夏季期間においては、スポーツドリンク及び氷菓を給与するとともに、屋外作業者へ麦わら帽子を貸与している（従来から実施済み。）。

テ 本年6月4日付けで入浴場の更衣室に「中酸性水」のスプレーを設置し、これを入浴終了後に足指に噴霧させることで、水虫の予防及び伝播防止を図っている。

ト 総合的減塩対策として、本年10月1日付けで1日分の塩分給与量を9グラム以下に減量し、食事内容を変更した。

(6) 外部交通の状況

ア 面会

(平成24年)

区 分		件数		
		未決	既決	計
受 理		701	13,041	13,742
制限等	不許可	0	0	0
	一時停止	0	0	0
	終了	0	0	0

イ 信書

(平成24年)

区 分			件数		
			発信	受信	計
未 決	受 理		1,872	1,239	3,111
	制限等	禁止	0	0	0
		一部抹消及び削除	0	0	0
		差止め	0	0	0
既 決	受 理		5,834	7,104	12,938
	制限等	禁止	4	3,477	3,481
		一部抹消及び削除	0	81	81
		差止め	0	277	277
計	受 理		7,706	8,477	16,049
	制限等	禁止	4	3,477	3,481
		一部抹消及び削除	0	81	81
		差止め	0	277	277

ウ 電話による通信

(平成24年)

区 分		件数		
		未決	既決	計
受 理		0	9	9
制限等	不許可	0	0	0
	一時停止	0	0	0
	終了	0	0	0
		0	0	0

(7) 巡視・弁護士会参観の状況

(平成24年)

区 分		件 数	人 員
巡 視	裁 判 官		
	検 察 官	3	11
弁 護 士 会 参 観			

(8) 重点目標

ア 適正な規律秩序の維持と適正処遇の推進

イ 保安事故等の防止

ウ 職務能力の更なる向上

7 作業関係

(1) 作業運営の現状及び問題点とその対策

ア 平成23年度の作業運営は、就業人員を2,640名（内生産作業就業人員2,354名）で計画し、調定目標額3億30万円に対し、実績は3億693万円（達成率102.2%）で、事業部売上額は目標額2億7千720万円に対し、2億8千90万円（達成率101.3%）であった。

平成23年度に発生した解約減産数は、解約0、減産が2件18名、計2件18名であったが、受注活動の結果、新規作業の導入及び既存作業の拡充により、18件最大299名分の作業量を確保した。

一方、本年度の契約更改交渉においては、目標額達成のため、大阪府の最低賃金のアップ額である7円に、作業効率を乗じた額若しくはアップ率である0.9パーセント以上の賃上げを目標に算定基準の見直しを行い、できる限り契約賃金の値上げを図るべく81業者と契約交渉し、41業者については若干の値上げを行うことができた。

なお、39業者については現状維持であり、賃金値下げは1業社のみであった。

また、本年度の作業計画は、平成23年11月2日付け法務省矯成第6620号「平成24年度作業計画書の策定方針等について」により、時間加工高が本年度において見込んでいる実績を下回らないように配意することと通知されたことから、同計画書作成時点での加工高92円を下回らない94円に設定し、調定目標額3億70万円及び売上目標額2億6千22万円と計画した。

就業人員については、今年度中に堺拘置支所現地建替えの前準備として、未決拘禁者の収容が決定していること、及び、大阪拘置所建替えに係る収容調整のため、移送待の収容人員が高い水準で推移することを前提としつつ、本所定員の97パーセントを既決被収容者の収容人員とし、さらにその人員における作業就業率を93パーセントとして計算して、2,437名を就業人員として計画した。

イ 職業訓練

- (ア) 木材工芸科（唐木細工、訓練期間2年）
- (イ) 織布工芸科（堺式手織緞通、訓練期間1年）
- (ウ) フォークリフト運転科（訓練期間2月）
- (エ) 農業園芸科（本年10月から実施）
- (オ) 小型建設系車両機械科（本年度実施予定）

(2) 重点目標

- ア 安定的な作業量の確保と有用作業の拡充
- イ 安全衛生管理の徹底
- ウ 職業訓練の充実

業種別作業実施状況表

(単位：千円)

業 種		調定額	平成23年度3月末就業人員(人)			
			製作作業	提供作業	事業部作業	合 計
	木 工	10,805		1	42	43
	印 刷	10,254			40	40
	洋 裁	48,910		170	203	373
	金 属	135,776		520	19	539
	革 工	6,402		2	39	41
	その他	94,380		1,130	6	1,136
職業訓練	木材工芸	265	2			2
	織布	74	2			2
	フォークリフト	0				
	生産技術取得	70				
自営	経 理	—	214			214
	営 繕	—	28			28
	合 計	306,936	246	1,823	349	2,418

8 教育部門

(1) 改善指導, 教科指導の現状及び問題点とその対策

ア 改善指導

(ア) 特別改善指導

類 型	実施期間等	指 導 目 的
薬物依存離脱指導	年 4 回計 12 グループ 2. 5 か月 1 0 単元	薬物依存の確認及び薬物依存に係る自己の問題点を理解させ, 再使用に至らないための具体的な方策を考えさせる。
薬物依存離脱指導 (職員指導型)	年 3 回計 4 グループ 2. 5 か月 1 0 単元	指導目的は, 上記指導と同様であるが全 1 0 単元を職員のみで指導を実施する。
薬物依存離脱指導 (通信教育型 I・II)	年 4 回 (削除 2. 5 か月 1 0 単元 個別指導	指導目的は薬物依存離脱指導と同様である。集団指導が実施できない昼夜居室処遇者等 (I) や炊事工場, 居室棟衛生係等繁忙で作業時間が複雑なため, グループワークへの編入が困難な工場就業者 (II) を対象にした薬物依存離脱指導 (通信教育型) を適宜面接指導を交え実施している。
暴力団離脱指導	4. 5 か月 9 単元実施 原則個別指導	暴力団離脱の働き掛けを行い, 本人の有する問題点の除去及び離脱意思の醸成を図り, 離脱援助を実施している。
性犯罪再犯防止指導	高密度 8 か月 6 4 回 中密度 6 か月 4 8 回 集中 3 0 回 調整 7 3 回	性犯罪再犯防止指導は, 認知の偏りの自己統制力の不足を認識させ, 再犯しないための具体的な方法を考えさせる。
被害者の視点を取り 入れた教育	年 1 回 3 か月 1 2 単元	自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情を認識させ, 被害者及び遺族等に誠意をもって対応していくとともに, 再び罪を犯さない決意を固めさせる。 1 1 月から開始予定である。(削除)

就労支援指導	年 6 回 5 日間 1 0 単元	社会復帰後に就労した職場に適応するための行動様式，態度等を身に付けさせる。また，職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等，就労生活に必要な基礎的知識および技能等を身に付けさせる。
--------	-------------------------	---

(イ) 一般改善指導

種 別		実施期間等	指 導 内 容 等
酒害教育 (行動適正化指導)		年 1 回 2 か月 8 単元	過去の飲酒にかかわる事犯について反省し，飲酒が及ぼす悪影響について理解させるとともに断酒の決意を固めさせる。 平成 2 5 年 1 月実施
生活自立指導 (高齢者)		年 3 回 2 か月 8 単元実施	社会福祉分野の公的サポートに関する情報提供及び社会生活を営む上で重要な対人スキルの向上，健康維持，生きがい探し等を指導し円滑な社会復帰を図る。
行動適正化指導 自己啓発指導 自己改善指導		月 1 回 計 1 2 回	1 毎月第 2 金曜日に各指導に応じたワークシートを全受刑者に実施して，正しい意識や態度等について考えさせる。 2 特定多数の受刑者の処遇に携わる工場及び居室棟の担当職員が，毎月第 2 木曜日に行動適正化指導の効果を高めるための訓話を実施している（担当訓話）。 3 毎月第 2 ・ 4 金曜日（矯正処遇日）に，社会常識や社会人マナー等を習得するためのワークブック（6 か月分を 1 冊に編綴）を実施している（F 指標受刑者を除く）。
社会復帰支援指導	通信制 中学教育	1 年間 定員 2 0 名	義務教育未修了者を対象に， XXXXXXXXXX 通信教育課程に編入し，主要 5 教科を履修させる。
	通信教育	公費年 2 回 私費年 4 回 募集	文部科学省認定の社会通信講座受講を奨励している。受講科目は，主に日商簿記 2 級，3 級ペン習字，英語講座，自動車，宅地建物取引主任者等である。
	珠算教育	2 月，6 月， 1 1 月検定	篤志面接委員による珠算指導を実施。希望者には商工会議所の検定試験を受験させている。
	簿記教育	6 月，1 1 月検定	篤志面接委員による日商簿記 3 級講座を開設。希望者には商工会議所の検定試験を受験させている。

促進教育		現在実施していないため、削除
社会人講座 (試行中)	平成25年度から本格的に実施予定	従来の促進教育の内容充実及び指導科目の拡大を図るため名称を改め、学習意欲のある者を対象として実施している。中学校程度の国語・数学・社会の教科を中心に、社会復帰支援の一環としての社会常識や・社会人マナーの習得や公的機関による諸手続等についてわかりやすく指導している。現在受講生は4名である。2月まで試行的に実施した上で、平成25年度から本格的に実施する予定である。

イ 教科指導

科 目	期間等	対 象 者
補習教科指導 (国語・算数その他)	3 か月	社会生活の基礎となる小学校程度の学力を欠くことにより、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる者。現在、2名指導中である。

ウ 当面する課題

(ア) 性犯罪再犯防止指導

本指導で習得した再犯防止のための知識やスキルを復習させ、各自の自己統制計画の見直しをさせるために、メンテナンスプログラムを実施しなければならないが、プログラム受講修了者が増加することに伴い、メンテナンスプログラム受講待機者が増加傾向にあることから、メンテナンスプログラム指導について充実強化を図る必要がある。

(イ) 釈放前指導

仮釈放前指導寮(日新寮)の定員は20名であるが、指導期間が原則として2週間であり、毎週木曜日ごとに入寮させるため、前期生と後期生が1週間生活を共にする形態であることから、定員を超えて収容する場合があるため、日新寮の増改築が必要である。

(ウ) 薬物依存離脱指導

薬物依存離脱指導を実施できる人員には限りがあるため、R1指標が付されている者に対して、視聴覚教材、ワークシート等を利用して、薬物使用の引き金になる事項や、認知行動療法によって薬物使用を回避する方法等を説明することで、離脱に関する基礎知識を付与する方策を強化する必要がある。また、集団指導が実施できない対象者について、個別に指導を行う方法(通信教育型)を拡大して定着させたい。

(エ) 就労支援指導体制の充実強化

指導内容の充実及び対象者の拡大を図り、作業部門及び分類審議室との連携を強

化する必要がある，現在，関係部署と協議中である。

(2) 重点目標

- ア 改善指導の充実強化
- イ 社会復帰支援指導の拡充
- ウ 外部協力者との連絡・協調体制の推進
- エ 業務分担の習熟化及び合理化による負担軽減

9 医療関係

(1) 患者動態の状況

(平成24年)

種別 区分	休 患		養 者		非休養 患 者		患者集禁 施 送 設 者		外 部 通院者		病 院 移 送 者		執 行 停 止 出 所 者		死 亡 者		勤務時 間外診 療人員	
	休 患	養 者	非休養 患 者	患者集禁 施 送 設 者	外 部 通院者	病 院 移 送 者	執 行 停 止 出 所 者	死 亡 者	勤務時 間外診 療人員									
総数（人）	3,952	42,970	35	600	409	2	3	8,779										
未決（人）	35	208	0	0	0	0	1	22										
既決（人）	3,917	42,762	35	600	409	2	2	8,757										

(2) 今後必要とされる医療対策

医療従事者の増員による医療体制の充実

(3) 重点目標

- ア 医療共助体制の充実強化
- イ 地域医療との連携の充実強化
- ウ 生活習慣病対策及び感染症対策の充実

10 分類関係

(1) 処遇調査の実施状況

(平成24年)

区 分	刑執行開始時 調査件数	再調査		調査総数
		定期再調査	臨時再調査	
調査件数 (件)	3,447	3,970	1,561	8,978

(2) (1) の処遇調査結果の処遇面への利用状況

- ア 処遇調査票及び処遇要領票の写しを3部作成し、処遇部事務室（第二身分帳に編てつ）、就業先の工場及び教育部に送付するほか、F指標受刑者については、国際対策室にも1部を送付し、それぞれ心情把握や処遇方針策定などのため活用している。
- イ 刑執行開始時調査時、処遇審査会の席上及び再調査時の機会をとらえ、改善指導受講への動機付けを高めるための働き掛けを行うとともに、特別改善指導及び一般改善指導として実施する特別な指導（酒害教育・生活自立指導）編入時に、受講者への性格検査を実施し、その結果を本人にフィードバックして自己理解を深めさせることにより、指導効果が上がるよう努めている。
- ウ 処遇関与のために配置された調査専門官が処遇困難者の調査を実施し、処遇指針等について処遇担当者への助言を行っている。
- エ 定期再調査の一環として実施する制限区分の指定に係る評価に当たり、毎月、処遇部各工場担当職員と分類審議室審査担当者とは直接情報交換する場を設け、よりきめ細かな処遇が可能となるよう配意している。

(3) 処遇審査会の開催状況

(平成24年)

開催回数		661 (回)
審 議 事 項	処遇指標等決定	3,447 (件)
	作業業種指定	5,772 (件)
	移送審査	2,220 (件)
	制限区分審査	4,961 (件)
	仮釈放審査	3,811 (件)
	仮釈放前教育入寮審査	425 (件)
審議総件数		20,636 (件)

(4) 収容のための分類についての特記事項

ア 当所は大阪矯正管区における調査センター施設に指定されており、センター対象者に対して精密な処遇調査を実施するとともに、オリエンテーションを実施し、矯正処遇への円滑な導入に向けた働き掛けを行っている。特に、性犯罪受刑者については、再犯リスクや問題性の程度に関する高度に専門的な調査を行い、性犯罪再犯防止指導受講の要否と指導レベルについての判定を行っている。

イ 平成20年度から、拘置支所において確定したW指標受刑者の移送を本所において一括管理している。

ウ 大阪拘置所改築に伴う収容調整として、平成21年11月以降、同所で確定後B系統と仮判定された受刑者を当所で受送していたところ、平成23年4月からは、同所で確定した新受刑者のうちW指標受刑者以外のすべての受刑者を仮判定のまま当所で受送することとなり、当該受刑者に係る刑執行開始時調査件数は飛躍的に増加している。

(5) 重点目標

ア 精度の高い処遇調査及び効果的な処遇関与の一層の推進

イ 仮釈放の適正かつ積極的な運用の推進

ウ 社会復帰支援の充実・強化

11 国際対策室関係

(1) 国際対策室の現状及び問題点とその対策

ア 職員関係

職員構成は、室長以下10名で、その内3名が国際専門官（中国語、ペルシャ語、スペイン語・ポルトガル語）である。

このほか、常駐通訳翻訳人（毎日、5～8名程度で13言語に対応）及び矯正業務補佐員1名が勤務している。

イ F指標受刑者収容の沿革

当所の外国人受刑者の収容は、府中刑務所におけるF級受刑者の過剰収容対策として、平成6年に暫定的に開始された後、当所国際対策室が発足した平成9年4月にF級受刑者定員を200名として収容を継続し、その後、急激な増加を経て、平成17年度末には過去最高の460名の収容を見るに至ったが、現在は、おおむね260名前後で推移している。

また、処遇部門の職員が国際対策室の通訳を介してF指標受刑者の処遇に直接当たるケースが多く、相互に連携を取り合って適正なF指標受刑者の処遇の実施に努めている。

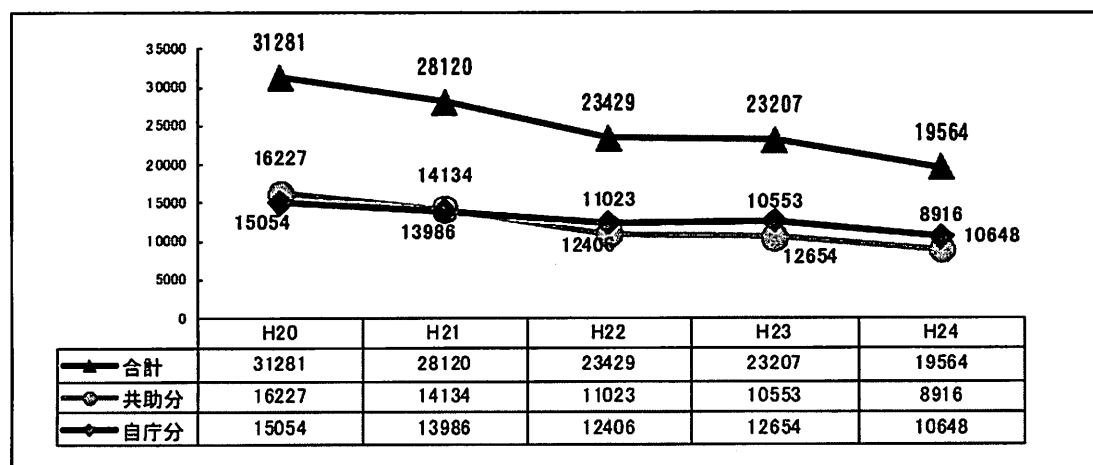
ウ F指標受刑者収容人員

平成25年1月1日現在のF指標受刑者数は258名であり、国籍数は45か国、使用言語は31言語である。主要な国籍別及び言語別の割合は、次表のとおりである。

国籍別				言語別			
	国名	人員(人)	割合 (%)		言語名	人員(人)	割合 (%)
1	中国	84	32.6	1	中国語	108	41.9
2	イラン	35	13.6	2	ペルシャ語	36	14.0
3	中国(台湾)	21	8.1	3	英語	23	8.9
4	韓国	13	5.0	3	スペイン語	17	6.6
5	ベトナム	10	3.9	5	韓国語	14	5.4

エ 外国語信書の翻訳

外国語信書の翻訳処理件数（過去5年間の推移）は、下図のとおりである。



当所における平成24年の信書翻訳処理件数は、西日本の各刑事施設からの共助依頼8916件、自庁が10648件の総数19564件であり、翻訳処理総数は前年

と比べると若干の減少傾向にある。

なお、福岡管内の施設についての翻訳共助は、中国語を福島刑務所国際対策室が、ペルシャ語を横浜刑務所国際対策室が（試行）、それぞれ行っている。

オ 国際受刑者移送状況

平成25年1月1日現在における状況は次表のとおりである。

対象国や申出係属人員は増加傾向にある。

送出移送の申出人員（係属中の者）17カ国

執行国	申出人員	執行国	申出人員
韓国		ギリシャ	
イギリス		タイ	
カナダ		ドイツ	
スペイン		セルビア	
フランス		ベルギー	
アメリカ		ポーランド	
イタリア		ポルトガル	
ルーマニア			
リトアニア			
オーストリア		総 数	29

送出移送実施人員（累計）12カ国

執行国	移送人員	執行国	移送人員	執行国	移送人員
イギリス		フランス		ノルウェー	
オランダ		スペイン		スウェーデン	
アメリカ		オーストラリア		韓国	
カナダ		ポルトガル		オーストリア	
				総 数	46

※当所から他の刑事施設に国内移送した後、執行国に引渡した者を含む。

カ 当面する問題点

（ア）西日本における通訳翻訳共助センターとしての機能の一層の充実

当所は、名古屋矯正管区以西の施設を対象とした、通訳翻訳共助センターとしての機能を有しており、当所で処理する外国語信書の年間翻訳共助件数は、年間一万件を越え、その他、信書外文書（被収容者の不服申立書等）の翻訳も相当数処理している。

また、西日本各施設からは、外国人処遇に関する様々な問合せなどもあり、その都度、必要な情報提供やアドバイスをしている。

（イ）領事機関との適切かつ良好な関係の維持

平成24年における領事面会実施件数は85件（30カ国、延べ人員246名）である。

領事面会は、特別な場合を除き、職員の立会なしで実施し、面会終了後、国際対策室長・同首席等が、領事から面会内容等について聞き取り（面談）を行っている。

（ウ）外国語を使用する職員の確保及び育成

当所のF指標受刑者については、国籍及び使用言語数が多岐にわたっていることに加え、外国人受刑者の中にも処遇困難者が増加していることから、外国語を使用する職員の養成を重要な課題の一つとして捉え、従来、主要な言語（英語・中国語・韓国語・スペイン語、ポルトガル語・ペルシャ語）についての職員語学研修を計画してきており、平成20年度においては外部語学スクールへの通学方式も新たに導入して中国語5名、韓国語7名を通学させ、中・上級者の育成に努めた。

しかしながら、平成21年度以降、予算措置がなされておらず、当該語学研修は実施していない。

（2）重点目標

- ア 西日本通訳翻訳共助センターとしての機能の一層の充実
- イ 領事館等外部機関及び所内関係部署との連携強化
- ウ 国際受刑者移送法に係る適正な事務処理